

パートナーシップによる価値創造のための  
転嫁円滑化施策パッケージの概要  
(公正取引委員会・中小企業庁関係)

令和4年2月22日  
公正取引委員会  
中小企業庁

# 概要

- 令和3年12月27日、内閣官房、消費者庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び公正取引委員会において、**「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」**が取りまとめられた。
- 中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるよう、**毎年1月から3月までを「転嫁対策に向けた集中取組期間」**と定めるなど、政府横断的な転嫁対策に取り組む。
- 公正取引委員会・中小企業庁は、**事業所管省庁と緊密に連携**を図り、**下請事業者から寄せられた情報も活用**し、**体制強化**を行いつつ、執行強化の取組を進めていく。



## < 具体的な取組 >

- ① **価格転嫁円滑化スキームの創設** (公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁)
- ② **独占禁止法の執行強化** (公正取引委員会)
- ③ **下請法の執行強化** (公正取引委員会・中小企業庁)
- ④ **下請Gメンによるヒアリング等** (中小企業庁)
- ⑤ **パートナーシップ構築宣言の拡大・実効性強化** (中小企業庁)

# ①価格転嫁円滑化スキームの創設（公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁）

- **業種別の法遵守状況の点検を行う新たな仕組み**の創設【関係省庁連絡会議を内閣官房に設置するなど年度内に速やかに仕組みを創設し、6月までに報告書を取りまとめ、その後、自主点検の要請や重点立入調査を実施】
- 公正取引委員会・中小企業庁が事業所管省庁と連携を図り、①**関係省庁からの情報提供や要請**を受けるとともに、②下請事業者が匿名で違反行為を行っていると思われる親事業者に関する情報を提供できる「**違反行為情報提供フォーム**」をHPに開設（1月26日開設済）し、広範囲に情報提供を受け付ける
- 年度末までに把握した情報に基づき、業種別状況等についての**報告書**を取りまとめ
- 法違反が多く認められる業種については、公正取引委員会・中小企業庁と事業所管省庁が連名で、事業者団体に対して、傘下企業において**法遵守状況の自主点検を行うよう要請**を実施
- これらの情報に基づき、**重点立入業種**として、毎年3業種を定めて立入調査を実施

## ②独占禁止法の執行強化（公正取引委員会）

- 労務費，原材料費，エネルギーコストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種について，下請法の適用対象とならない取引も含めて，**新たに独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する緊急調査を実施**。関係事業者に対し，立入調査の実施や，具体的な懸念事項を明示した文書を送付【関係省庁からの情報提供も踏まえて年度内に業種選定し，来年度速やかに調査開始】
- 優越的地位の濫用に係る事件調査を効率的かつ効果的に行うため，「優越的地位濫用事件タスクフォース」を設置し，必要な是正措置を講じてきたが，**新たに「優越的地位濫用未然防止対策調査室」を設置**し，上記の問題業種における関係事業者に対して機動的な調査と文書送付を行い，優越的地位の濫用の未然防止をより一層図っていく。【2月16日設置済】
- 大企業と**スタートアップとの取引に関する調査を実施**。関係事業者に対し，立入調査の実施や具体的な懸念事項を明示した文書を送付【来年度速やかに調査開始】

<今後の検討課題>

- 「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」の策定以来の運用実績等も参考にし，**「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」の改正を検討**する。

### ③下請法の執行強化

- 労務費，原材料費，エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引が **「買ったたき」に該当するおそれがあることの明確化** 【1月26日措置済】

(公正取引委員会)

- 労務費，原材料費，エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について，価格の交渉の場において明示的に協議することなく，従来どおりの取引価格に据え置くこと
- 労務費，原材料費，エネルギーコスト等のコストが上昇したため，下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず，価格転嫁をしない理由を文書や電子メールなどで下請事業者に回答することなく，従来どおりの取引価格に据え置くこと

- 「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」の **フリーダイヤル (0120-060-110)** の **更なる周知徹底** 【実施中】 (公正取引委員会)

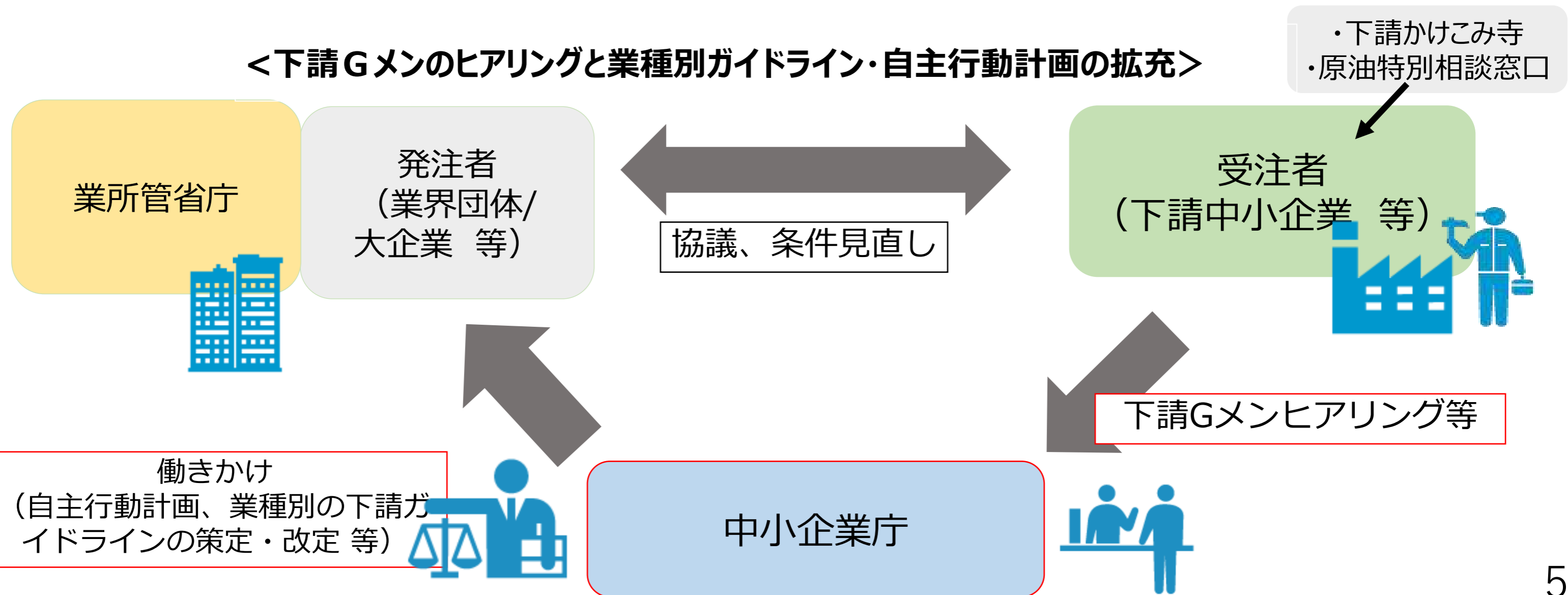
- 親事業者への立入調査の件数を増やすなど，**取締りを強化**するとともに，再発防止が不十分な事業者に対しては，**取締役会決議を経た上で改善報告書の提出**を求める 【年度内に速やかに開始】 (公正取引委員会・中小企業庁)

- 違反行為を行っているおそれが強い事業者を抽出し，優先的に調査するため，過去の措置実績や関係省庁が提供する情報などを一元的に管理できる **情報システムを新たに構築** 【準備中】 (公正取引委員会)

## ④下請Gメンによるヒアリング等 (中小企業庁)

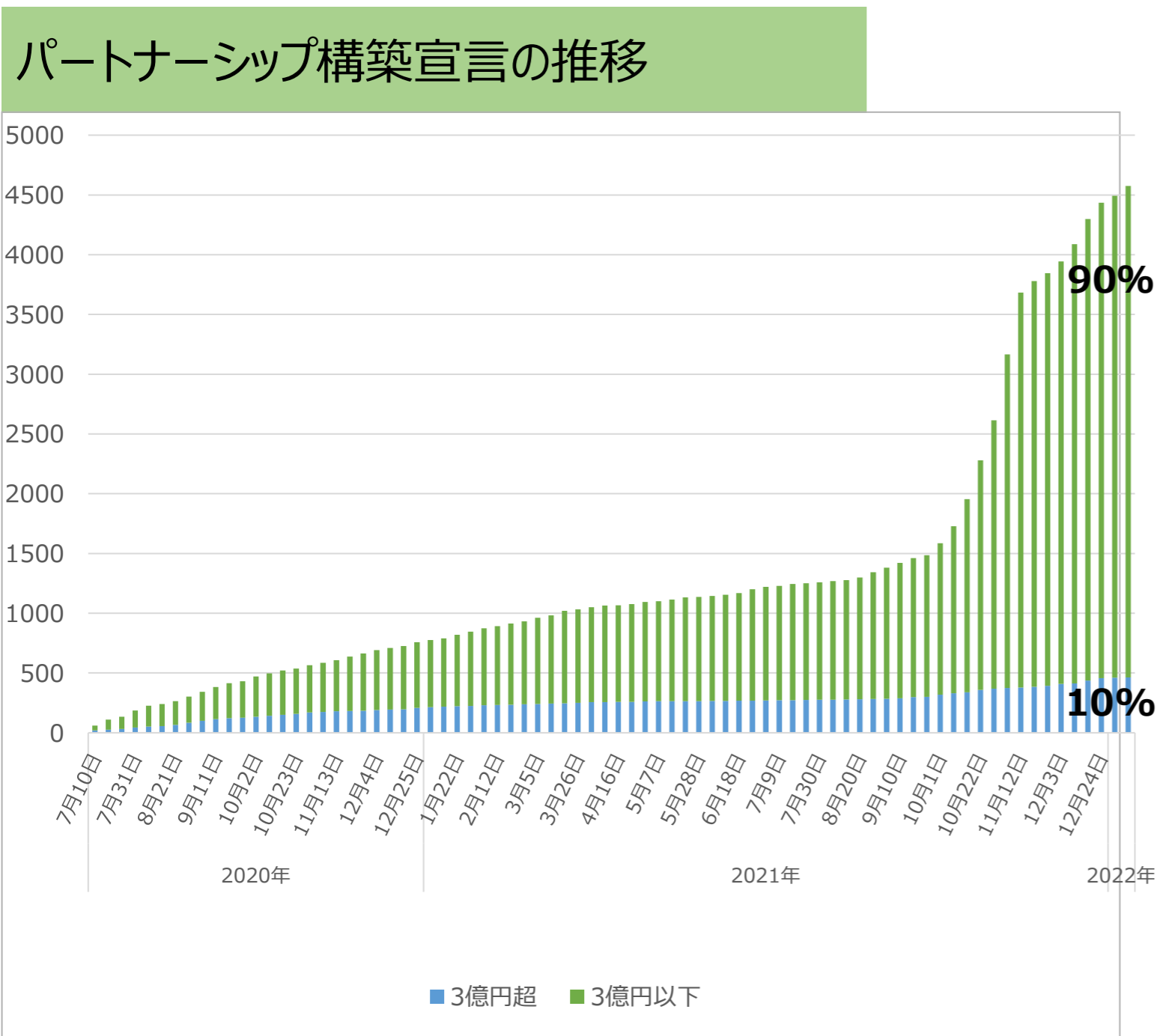
- 本年4月から全国に配置する **下請Gメンを倍増 (R3:120名→R4:248名)** し、**年間1万社以上の中小企業の現場の声を聴取**。各省庁が策定する「**業種別ガイドライン(19業種策定済)**」や、業界団体が策定する「**自主行動計画(18業種51団体策定済)**」の**更なる拡大につなげる**。【食品製造事業者・小売業者間のガイドラインは昨年末に策定済。随時実施】
- 1～3月の集中取組期間において、①全国47都道府県に設置する相談窓口「**下請かけこみ寺**」、②昨年11月に原油価格高騰を受けて設置した「**特別相談窓口**」に寄せられた**相談情報を端緒情報とし、下請Gメンがヒアリングを実施**。価格転嫁の協議状況等を把握し、結果を公表。【実施中】

### <下請Gメンのヒアリングと業種別ガイドライン・自主行動計画の拡充>



## ⑤ パートナーシップ構築宣言の拡大・実効性強化（中小企業庁）

- 事業者が、取引先との共存共栄を目指し、取引先からの価格交渉協議への依頼に応じること等を、「代表権のある者の名前」で宣言する「パートナーシップ構築宣言」は、1月12日時点で宣言企業は4,500社超に。
- 大企業の宣言数増や宣言内容の実効性強化に向けて、これまでも経団連に要請をするとともに、現在、宣言企業全社に対して書面調査を実施中。さらに、優良事例の周知や、補助金の加点措置の拡大、コーポレートガバナンスに関するガイドラインへの位置づけ等を検討。



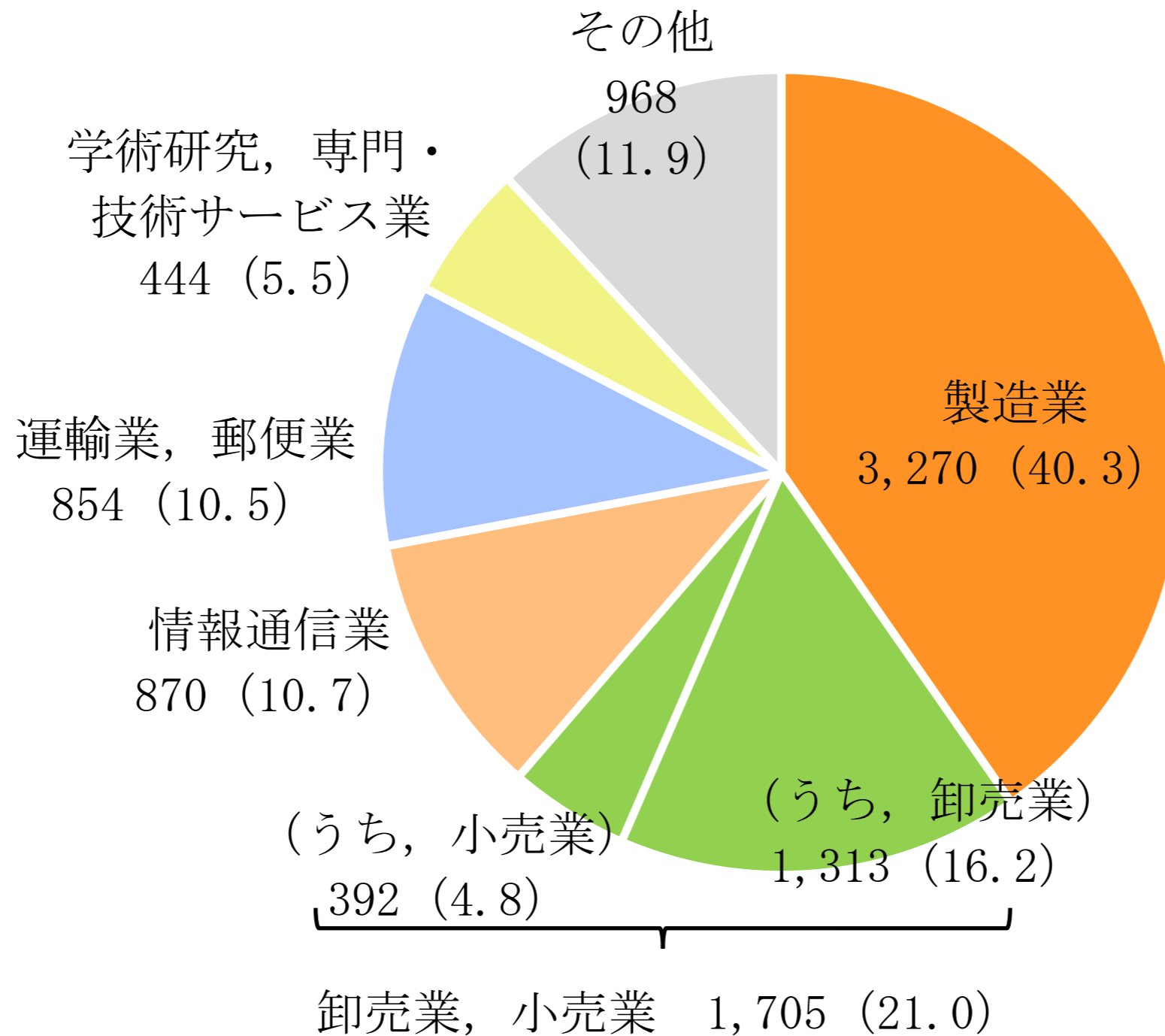
### 今後の政策展開

- ① 大企業の宣言数の大幅な増加について、経団連に要請【実施済】。
- ② また、宣言企業全社に対して書面調査を実施【調査中】。
- ③ さらに、宣言数の増加及び宣言内容の実効性の向上に向けて、下記を実施【検討/準備中】。
  - ・ 優良事例の周知
  - ・ 現在、経産省における5つ補助金※における加点措置について、他省庁の補助金にも拡大（※省エネ補助金、事業再構築補助金等）
  - ・ 「公正・適正な取引」をコーポレートガバナンスに関するガイドラインへの位置づけ

# 參考資料

# 下請法に係る業種別措置件数（令和2年度）

[単位:件, (%)]



(注1) 業種は、日本標準産業分類大分類による。

(注2) ( ) 内の数値は勧告・指導件数全体 (8,111件) に占める比率である。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。

# 下請法に係る業種別措置件数（令和2年度）

製造業に対する措置件数 (3,270件)の内訳			卸売業, 小売業に対する措置件数 (1,705件)の内訳			役務委託等に係る措置件数 (2,768件)の内訳			
業種	措置件数	割合	業種	措置件数	割合	業種		措置件数	割合
金属製品製造業	660件	20.2%	機械器具卸売業	637件	37.4%	情報 通信業	情報 サービス業	710件	25.7%
生産用機械器具製造業	633件	19.4%	その他の卸売業	259件	15.2%		情報 サービス業以外	160件	5.8%
輸送用機械器具製造業	220件	6.7%				建築材料, 鉱物・ 金属材料等卸売業	227件	13.3%	運輸業, 郵便業
プラスチック製品 製造業	157件	4.8%	機械器具小売業	152件	8.9%				
印刷・同関連業	154件	4.7%				その他の小売業	149件	8.7%	学術研究, 専門・技術 サービス業
食料品製造業	151件	4.6%	飲食料品卸売業	86件	5.0%				
はん用機械器具製造業	149件	4.6%				繊維・衣服等 卸売業	70件	4.1%	サービス業 (他に分類されない)
電気機械器具製造業	135件	4.1%	その他	125件	7.3%				不動産業, 物品賃貸業
化学工業	117件	3.6%				合計	1,705件	100%	その他
その他の製造業	113件	3.5%	合計	3,270件	100%				合計
業務用機械器具製造業	105件	3.2%							
その他	676件	20.7%							

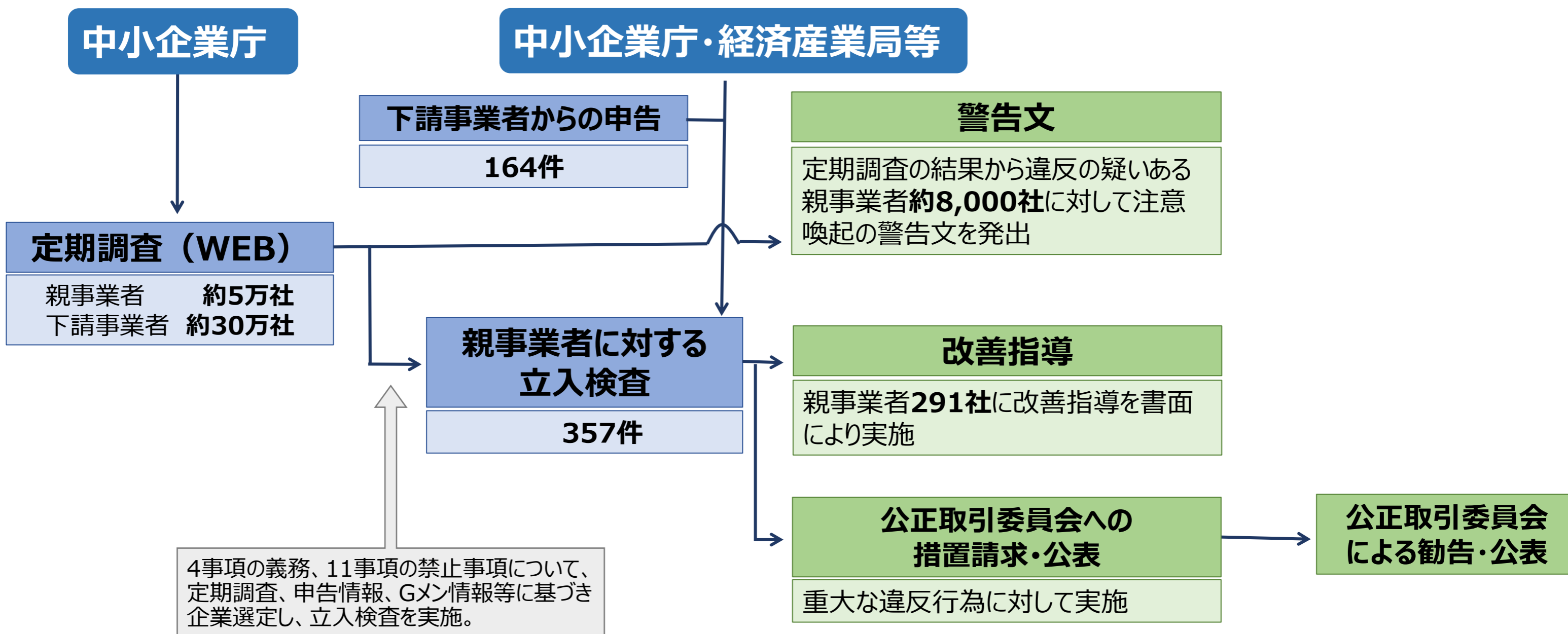
(注1) 業種は、日本標準産業分類中分類による。

(注2) 令和2年度における下請法に係る措置件数(8,111件)の内訳は、製造委託等に係る措置件数(5,343件)及び役務委託等に係る措置件数(2,768件)であり、製造委託等に係る措置件数(5,343件)の内訳には、製造業に対する措置件数(3,270件)、卸売業、小売業に対する措置件数(1,705件)のほか、その他に対する措置件数(368件)が含まれる。

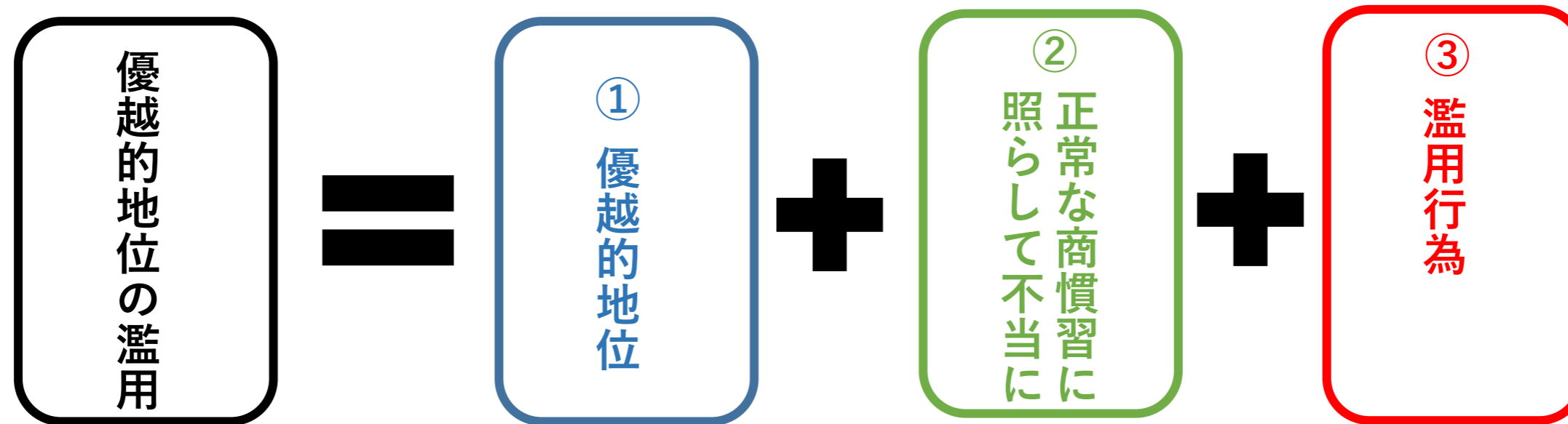
(注3) 小数点以下第2位を四捨五入しているため、割合の数字の合計は必ずしも100とならない。

# 下請法の運用実績（令和2年度）

- 下請事業者は親事業者の違反行為を申告しがたいケースが多いため、行政機関が積極的に違反行為の発見に努めることが必要。
- このため、下請法で①**報告徴収権**及び②**立入検査権**を付与。



# 独占禁止法（優越的地位の濫用規制）の概要



## ① 優越的地位

- A社がB社に対して優越した地位にあるとは、**B社にとってA社との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障**を来すため、A社がB社にとって**著しく不利益な要請等**を行っても、B社が受け入れざるを得ないような場合

## ② 正常な商慣習に照らして不当に

- 独占禁止法における行為の不当性は、公正な競争を阻害するおそれがあるかという観点から判断  
⇒ **問題となる不利益の程度、行為の広がり**等を考慮

## ③ 濫用行為

- 次のいずれかに該当する行為
  - イ 購入・利用強制
  - ロ 協賛金等の負担の要請、従業員等の派遣の要請、その他経済上の利益の提供の要請
  - ハ 受領拒否、返品、支払遅延、減額、その他取引の相手方に不利益となる取引条件の変更等

# 下請法の概要

- 下請法の正式名称は、「**下請代金支払遅延等防止法**」（昭和31年制定）。
- 法目的は、**下請取引の公正化と下請事業者の利益保護**。
  - 下請法は、**独占禁止法を補完する法律**として制定。
  - 独占禁止法（優越的地位の濫用）による規制は、**個別の認定**（行為者の取引上の地位が優越しているのか、行為によって不当に不利益を与えたのか等）に**相当の期間を要する**。
  - そこで、下請法は、**資本金区分を定めて、規制対象に当てはまる取引の発注者（親事業者）を「優越的地位にある」ものとして取り扱い、下請取引に係る親事業者の不当な行為を迅速かつ効果的に規制**し、下請事業者の利益保護を図るものである。

## <下請法の適用対象となる取引>

### 製造委託

- 物品を販売し、または物品の製造を請け負っている事業者が、規格、品質、形状、デザインなどを指定して、他の事業者が物品の製造や加工などを委託すること

### 情報成果物作成委託

- ソフトウェア、映像コンテンツ、各種デザインなどの情報成果物の提供や作成を行う事業者が、他の事業者がその作成作業を委託すること

### 修理委託

- 物品の修理を請け負っている事業者が、その修理を他の事業者が委託したり、自社で使用する物品を自社で修理している場合に、その修理の一部を他の事業者が委託すること

### 役務提供委託

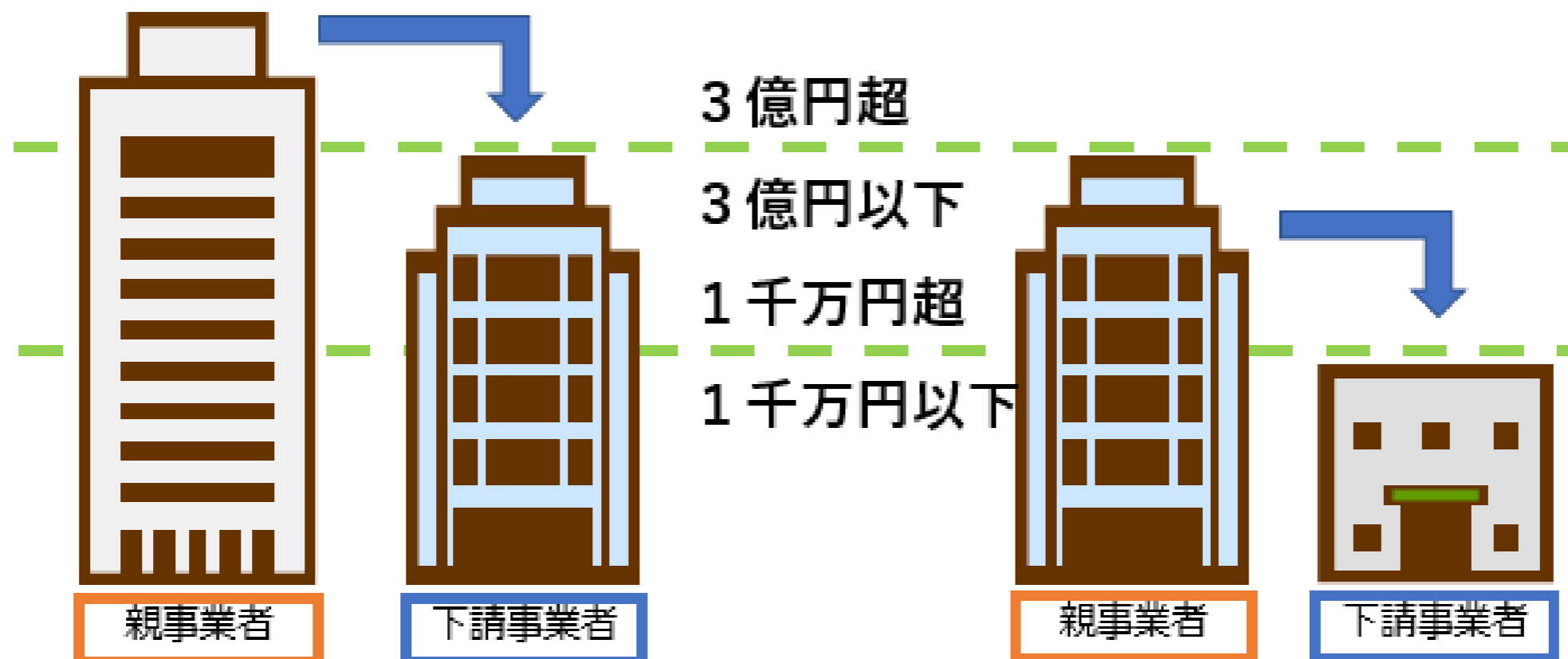
- 他社から運送やビルメンテナンスなどの各種サービス（役務）の提供を請け負った事業者が、請け負った役務の提供を他の事業者が委託すること

# 下請法の適用対象とはならない下請取引

## ＜具体例＞

- 資本金要件は満たしているものの、取引内容によって下請法適用対象外となる取引（例：売買などの委託以外の取引，自家使用する役務を委託する取引）
- 資本金要件によって下請法の適用対象外となる取引（例：資本金2億円の事業者と資本金1500万円の事業者との間の取引）

【参考】 下請法の適用対象となる資本金区分（例：製造委託の場合。役務提供委託の場合は5000万円超/以下・1000万円超/以下が基準となる。）



# 下請取引に対する監督体制強化（公正取引委員会）

令和3年度第1次補正追加額

1.5億円

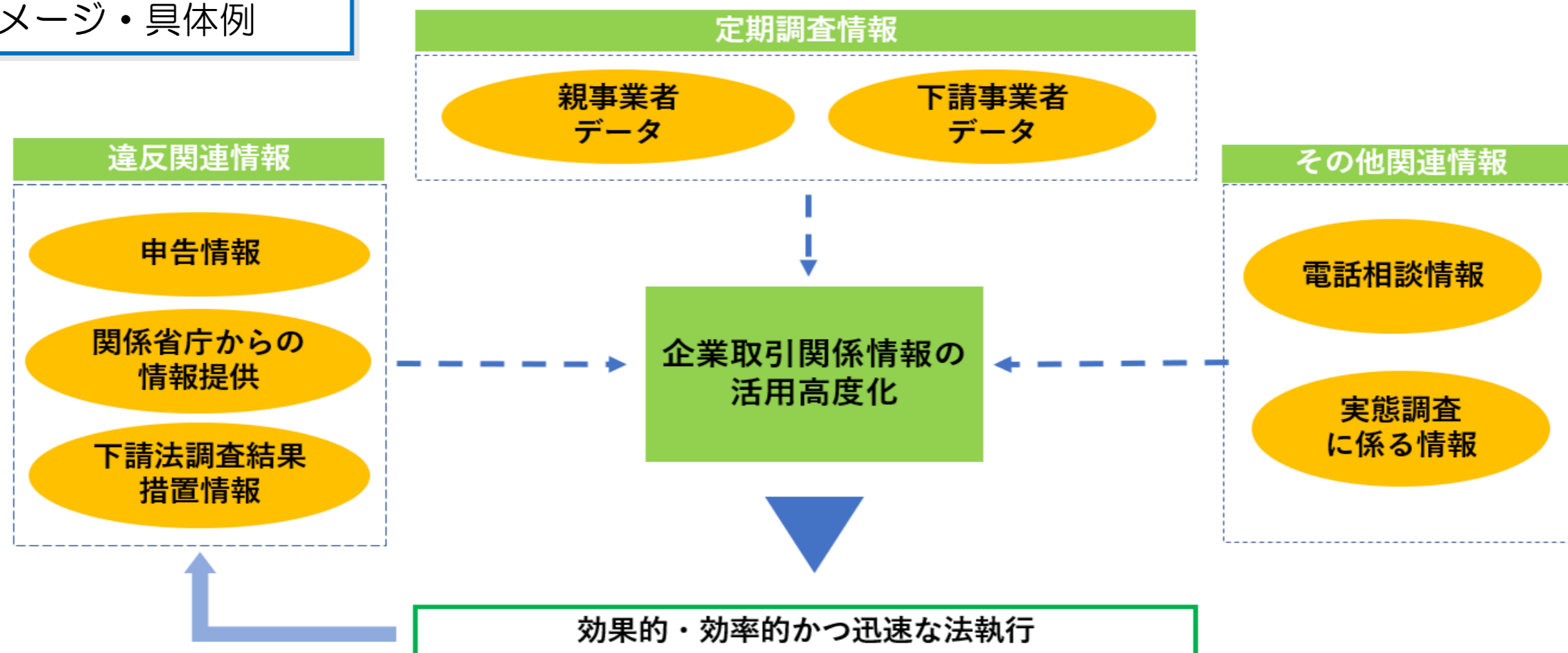
## 事業概要・目的・必要性

- 「成長と分配の好循環」に向けた分配戦略の一つとして、下請取引に対する監督体制の強化を進め、最低賃金の引上げや原油価格高騰などの現下の経済状況にも適切に対応しつつ、下請取引の一層の公正化を図っていく必要がある。
- そのため、公正取引委員会において策定した「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を着実に実行に移すとともに、効果的・効率的かつ迅速な法執行を実現するため、企業取引関係情報の活用高度化を行い、下請取引に対する監督体制の強化を図る。

## 期待される効果

- 過去の下請法に関する措置情報に加えて、申告情報、関係省庁から提供された情報、実態調査を通じて得た情報などを一元的に管理することによって、蓄積された情報を効果的・効率的に分析・活用することが可能となる。
- 具体的には、①過去に勧告や指導を受けた親事業者が同様の行為を繰り返し行っているケースを迅速に探知し、優先的に事件調査の対象として選定すること、②複数の情報源からの多角的な検証を行い、違反行為を行っている蓋然性が高い事業者を優先的に定期調査の対象として選定することなどが可能となる。

## 事業イメージ・具体例



# 中小企業取引対策事業

令和4年度予算案額 **20.9億円（16.8億円）**

※消費税転嫁対策関連経費除く

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 長期化するコロナ禍や、原材料価格の高騰などのコスト上昇により、中小企業は厳しい状況を迎えています。
- このような状況下において、創出した付加価値の恩恵が着実に中小企業にもたらされるためには、サプライチェーン全体における取引環境の改善は重要です。また、賃金引上げに向けた環境整備のためにも重要です。
- 本事業では、「未来志向型の取引慣行に向けて」の5つの重点課題（価格決定方法の適正化、コスト負担の適正化、支払条件の改善、知財・ノウハウの保護、働き方改革に伴うしわ寄せ防止）への対応のため、下請代金法に基づく書面調査や法執行に必要なシステムの構築・運用、相談窓口の整備、取引条件改善に向けた調査、取引適正化に関する広報等を実施します。
- 現在全国に120名配置している取引調査員（下請Gメン）の体制を令和4年度からは倍増（248名体制）することで、下請取引における実態把握等を強化します。
- 加えて、国、独立行政法人、地方公共団体等の入札情報をワンストップで閲覧可能な「官公需ポータルサイト」の運営等を通じて、官公需についての中小企業者の受注の機会の増大を図ります。
- さらに、大企業と中小企業の共存共栄を促す「パートナーシップ構築宣言」について、宣言企業の拡大や実効性の向上にも取り組みます。

### 成果目標

- 受注側企業向け調査において「不合理な原価低減要請を受けていない」と回答する割合を70%以上となることを目指します。
- 受注側企業向け調査において「発注側事業者と協議を申し入れ、協議に応じてもらった」と回答する割合を70%以上となることを目指します。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）

（中小企業取引適正化対策事業）



## 事業イメージ

### 事業内容

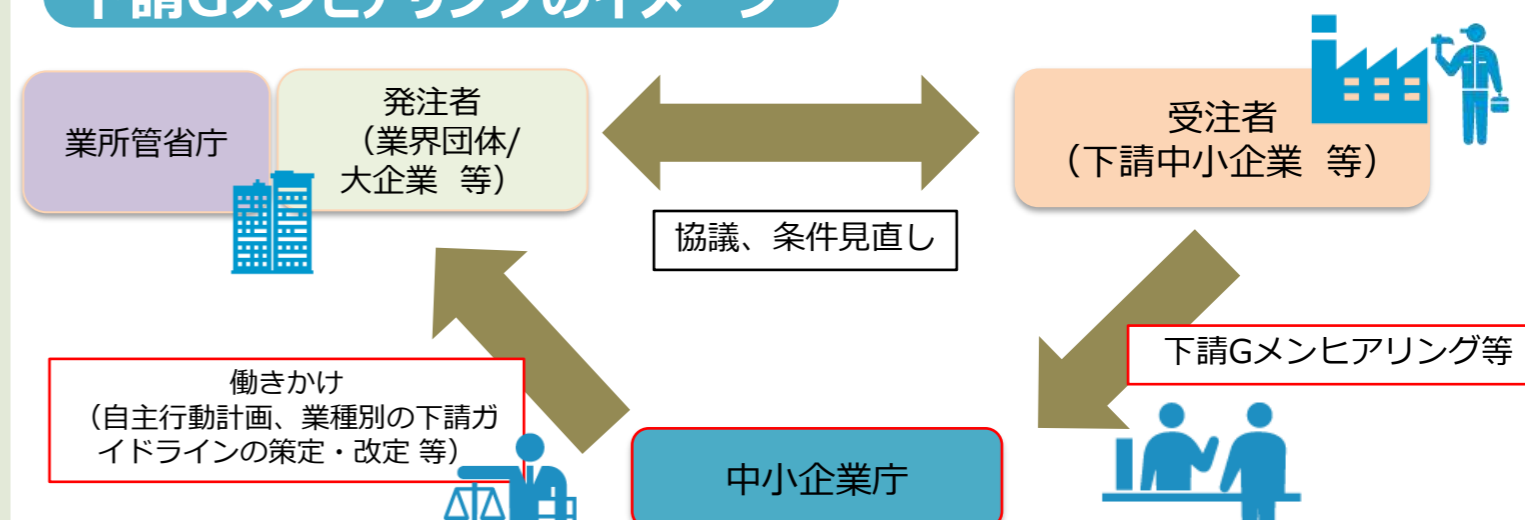
#### 1. 事業費

- 取引上の悩みについて無料で相談員・弁護士が相談に応じる「下請かけこみ寺」の運営
- 下請法等に基づく書面調査の実施や法執行に必要なシステムの構築・運用
- 取引条件の改善状況、業界の商慣行等に関する調査の実施
- 下請Gメンや下請かけこみ寺など、取引適正化施策に関する広報の実施
- 国、独法、地方公共団体等の入札情報をワンストップで閲覧可能な「官公需ポータルサイト」の運営

#### 2. 事務費（下請Gメンの倍増による体制強化）

- 下請Gメンによる中小企業へのヒアリングを通じ、問題のある商慣習や業界・個社の優良事例や問題事例、価格交渉の実態等について生声を収集し、下記の働きかけ等に活用します。
  - ①業所管省庁による業種別の下請ガイドラインや、業界団体による自主行動計画の策定・改訂に向けた働きかけ
  - ②価格交渉等の取引実態を踏まえた施策の立案や業界団体等への改善に向けた働きかけ
  - ③下請代金法に基づく取締りの端緒情報等に活用 等

### 下請Gメンヒアリングのイメージ



※本予算事業の他、令和3年度補正予算として、取引適正化等推進事業8.0億円を計上。